



まずは電話を

空き家の総合的な相談は
建築都市局空き家活用推進課
☎582・2777 無料
 相続や登記のほか、売買、賃貸などの相談に応じます。専門的な相談はそれぞれの専門家と連携して対応しています。

年間約1800件の相談を受けています

**相談窓口では
 さまざまな空き家対策を紹介しています**

- 〈管理してほしい〉**
 住まなくなった家は早く傷みます。所有者に代わって「家屋の換気」「家屋の点検」「郵便物の確認」などを行う空き家管理事業者を紹介しています。
- 〈除去したい〉**
 空き家を除去する場合は、市が費用の一部を補助しています(昭和56年5月以前に建てられたものなど、一定の要件あり)。
 ※詳細は情報ステーション(P6)「老朽空き家などの除却費用を補助」をご覧ください。
- 〈売却・賃貸したい〉**
 ・空き家の売却・賃貸を希望する場合は「空き家バンク」に登録すれば、市が不動産事業者との引き合わせを行います。
 ・市が指定した区域内にある空き家の所有者にアンケートを行い、売却の意向がある所有者とハウスメーカー・不動産事業者との橋渡しを行っています。売却された空き家は、ハウスメーカーなどが建て替えやリノベーション(大規模改修)を行います。
- 〈活用したい〉**
 ・空き家を相続し住もうとする人や、中古住宅を購入・賃貸し住もうとする人を対象に、市がリノベーション費用の一部を補助しています。
 ・「空き家の所有者」と「空き家を活用して地域と共生する取り組みをしようとする団体」などを引き合わせています。



▲空き家対策はコチラから

**将来に備えるための
 「我が家」の終活ノートがあります**

空き家の発生原因の半数以上が相続によるものです。我が家が「放置された空き家」にならないよう、我が家の将来について家族と話し合っておくと、いざという時に役立ちます。



- こんな内容を記入しておきます**
- いざという時に連絡してほしい人の名簿
 - 我が家の「所在地」「名義人」「借地状況」などの基本情報
 - 年金や生命保険のこと
 - 所有者の我が家の現在と将来に希望すること など
- 終活の豆知識も記載されています**
- 相続の流れ ■遺言書の作り方
 - 相続や登記、法律などの専門的な相談窓口 など
- 「我が家」の終活ノートは9月1日から各区役所総務企画課などで配布します。詳しくはを。



▲ダウンロードはコチラから

**「我が家」の終活ノートを
 家族の会話のきっかけに**

家の相続は、多くの人にとって一生に一度の問題です。市の窓口でも、相続に関するご相談が目立ちます。この問題はデリケートで、家族の間で気軽に話題にしにくいのが実情でしょう。そこで、このノートの出番です。ノートには家の名義人などの基本情報に加えて、「元気なうちは住み続けたい」「我が家を手放す時は特定の家族に相続してほしい」など、所有者の希望を記入できる欄もあります。また、将来空き家になった場合の問題点なども、分かりやすく整理されています。高齢になれば、介護など目の前の問題への対処に追われ、家のことは後回しになりがちです。愛着ある我が家を負の財産にしないためにも、我が家の終活は早いうちに始めたいものです。「市役所にこんなものがあったよ」と、このノートを取り出し、子ども世代の方から会話を始めるのもいいのではないでしょうか。



建築都市局空き家活用推進課
 山崎京太さん

気軽に参加できるセミナー・相談会があります

専門講師による空き家対策セミナーや、相談員による空き家の管理方法・売却方法などのアドバイスを行っています。参加費は無料。

- ▶10月1日(日)**
 【会場】AIMビル(小倉駅北側)
 【セミナー】弁護士が「相続問題と空き家」などについて解説します。
 ※詳細は情報ステーション(P11)「空き家・留守宅対策無料セミナー・相談会」をご覧ください。
- ▶11月12日(日)**
 【会場】レインボープラザ(八幡東区中央二丁目)
 【セミナー】税理士が「空き家と税」などについて解説します。
- ▶12月3日(日)**
 【会場】八幡西生涯学習総合センター(黒崎駅西側、コムシティ内)
 【セミナー】税理士が「空き家と税」などについて解説します。
- ▶1月14日(日)**
 【会場】門司生涯学習センター 大里分館(門司区下馬寄)
 【セミナー】司法書士が「家族信託を利用した認知症対策・相続対策」などについて解説します。
- ▶2月4日(日)**
 【会場】ウェルとばた(戸畑駅前)
 ※会場が変更になる場合あり
 【セミナー】弁護士が「相続問題と空き家」などについて解説します。



▲時間、申し込み方法など詳細はコチラから

- その他の相談窓口**
- 相続・登記に関すること
 福岡県司法書士会 総合相談センター ☎0570・783・544
 ・司法書士の紹介(10～16時)・電話相談(18～20時)
 - 法律相談に関すること
 福岡県弁護士会 法律相談センター ☎0570・783・552
 - 不動産取引に関すること
 (公社)福岡県宅地建物取引業協会 北九州支部
 ☎583・8300
 (公社)全日本不動産協会福岡県本部 北九州事務所
 ☎551・6605
 - 全般的な相談は
 (一社)北九州空き家管理活用協議会 ☎581・2050
 福岡県空き家活用サポートセンター ☎(092)726・6210

この特集に関するお問い合わせ **建築都市局空き家活用推進課 ☎582・2777**

